

第76回産業統計部会・第78回サービス統計・企業統計部会（合同部会）

議事録

1 日 時 平成30年4月26日（木）9：55～12：15

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委員】

西郷 浩（部会長）、川崎 茂（部会長）、河井 啓希、中村 洋一、野呂 順一、宮川 努

【審議協力者】

菅 幹雄（法政大学経済学部教授）、内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、大阪府

【調査実施者】

総務省統計局統計作成支援課：岩佐課長ほか

総務省統計局統計調査部経済統計課：小松課長ほか

経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室：中村室長ほか

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、肥後次長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、内山国際統計企画官ほか

4 議 題 中間年における経済構造統計の整備〔その2：基幹統計調査の再編〕

5 議事録

○西郷部会長 定刻よりも5分ほど早いのですけれども、皆様おそろいだということなので始めさせていただきたいと思います。

ただ今から産業統計部会としては第76回、サービス統計・企業統計部会としては第78回の合同部会を開催させていただきます。

皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日から審議していただくのは、4月20日に第121回統計委員会が開催されまして、そこで「中間年における経済構造統計の整備」（その2）として、総務大臣から諮問された各種基幹統計調査の計画について御審議をいただきます。前回の部会では、これからの議論の前提として、まず「諮問・その1」という形で、上位概念の基幹統計の統合・再編について御審議いただきました。本日からそれを作成する手段としての基幹統計調査の計画について議論していただきますので、よろしくお願いいたします。

部会の構成については、資料の参考2にありますけれども、今回はまだ手続中ということで、審議協力者の一部の方が名簿に記載できておりませんでした。本日、改めて日本百貨店協会の西田常務理事と、それから東京商工会議所の山本課長もその名簿の中に含まれております。このお二人に関しましては、第3回の経済構造実態調査の議論をする回から御出席ということですので、今日はお見えになってはおりません。

それでは、本日の配布資料につきまして、事務局から御紹介をお願いいたします。

○那須総務省政策統括官（統計基準担当）付主査 それでは、御説明いたします。本日の配布資料につきましては、議事次第にありますとおり、資料1-1、1-2として、統計委員会諮問時の資料をお付けしております。資料2は、本日御審議いただく経済センサス-基礎調査についての審査状況をまとめた「審査メモ」になります。資料3が「審査メモ」の中で示しました論点について、調査実施者からの回答となっております。

また、参考資料といたしまして、参考1は前回の議事概要、参考2は先ほど部会長からも御紹介いただきましたとおり、審議協力者を含めた「委員等の名簿」となっております。それから、参考3は「部会の開催日程」です。前回の部会で配布いたしました際は、第4回以降の会場が未定となっておりますが、予備日以外は本日と同じ、こちらの6階特別会議室が確保できましたので、記載して改めて配布いたしております。参考3の次につけております調査票につきまして、資料1-2の別添の申請書類の中に含まれておりますが、本日の審議の際にも御覧いただく場面がありますので、経済センサス-基礎調査の甲・乙調査票と、経済構造実態調査の甲調査票を別刷りで添付しております。なお、資料番号は付していませんが、座席図と出席者名簿、そして先週、統計委員会において諮問した際に、御出席の委員の方々から示された御意見の要旨を付けております。

資料に過不足等ありましたら、事務局までお申し出ください。

事務局からの説明は以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、次に審議に先立ちまして、私から2点ほど申し上げます。1点目は審議の進め方ですが、本日は諮問された基幹統計調査のうち、経済センサス-基礎調査の計画を中心に審議を予定しております。この経済センサス-基礎調査は事業所母集団データベースの基礎になる調査で、今回の3統計の再編に限らず、これからの日本の事業所・企業系の統計の将来を背負って立つような調査になると思いますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

審議につきましては、資料2の「審査メモ」に沿って、審議事項ごとに進めてまいります。まずは、事務局から審査状況と論点を御説明いただいて、続きまして各論点について、資料3に沿って調査実施者から御回答をいただいて、その後、委員を含めた出席者による質疑という形で進めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。それが1点目です。

2点目は、本日の部会は12時までを予定しておりますけれども、予定時刻を若干過ぎるという場合も起こり得ます。その場合には、御予定のある方は御退席していただいて構いません。また、宮川委員と河井委員におかれましては、それぞれ11時半ごろ、11時45分ごろに御退席と伺っておりますので、申し添えておきます。

以上です。よろしくお願いいたします。

それでは、早速、審議に入りたいと思いますけれども、これは統計委員会の場でも一度御説明いただいていることではあるのですが、今日は審議協力者もいらしているということから、重複もあるかもしれませんが、改めて事務局から諮問「その2」の概要について御説明をお願いいたします。その御説明の後で、諮問時の統計委員会で示された意見についても、併せて御紹介をお願いしております。

それでは、よろしくお願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは、改めてお時間をいただきまして、まず資料1-1です。諮問の概要に沿って御説明をいたします。

前回の部会では既存の3統計、工業統計、商業統計、特定サービス産業実態統計ですが、この3統計を経済構造統計に統合・再編することについて議論していただきましたが、今回は、「その2」ということで、この統計整備を実現するための基幹統計調査の再編がその内容になります。

具体的には、スライド1の下にありますとおり、①として、商業統計調査、特定サービス産業実態調査などの統合・再編によりまして、経済構造実態調査を創設する。②として、工業統計調査につきましては、経済構造実態調査と同時・一体的に実施する。それから③ですけれども、経済センサス-基礎調査、本日の審議の中心になりますが、こちらについては全国を順次調査する手法、ローリング法によって実施することなどが計画されています。

それぞれ具体的な説明の前に、スライドの2と3で、全体的なイメージを整理しておりますので、御覧ください。

まず、スライド2、前回の部会でもお配りしている資料ですが、基幹統計と基幹統計調査の関係を示しています。現行と再編後にどのように変わるかを示したものですが、現状におきましては基幹統計が4つあって、それぞれについて統計調査がぶら下がるという形になっておりますけれども、これらの調査が全て経済構造統計を作成するための調査として扱われる。そして、中間年については緑の網かけをしておりますが、3つの調査によって統計を作成していくというのが現状のイメージです。

次のスライド3は、今回、諮問対象になる各調査が、どの産業を対象にしているかということをごくごく簡単にまとめたものです。現行におきましては、経済センサス-基礎調査が全産業をカバーした上で、工業統計調査、商業統計調査、特定サービス産業実態調査がそれぞれの分野について詳細な情報を把握しているという状況ですが、再編後におきましては、経済センサス-基礎調査の範囲は変わりませんが、新たに創設される経済構造実態調査が製造業と第三次産業全般を対象にするということで、GDPの9割以上を占める、経済動向の大宗を把握することが見込まれております。

なお、工業統計調査は引き続き製造業を対象にしておりますので、これだけを見ますと、製造業の部分は経済構造実態調査と重複しているように見えるのですが、これにつきましては、脚注にも記載しておりますとおり、両調査は同時・一体的に実施される、そして役割分担をした上で、重複の無いように実施することが計画されていると聞いております。

次のスライド4からは、各調査について具体的に説明いたします。スライド4ではどういった点がポイントになるかということをもとめておりますが、スライド5の計画全体像も適宜参照していただきながら、主に、スライド4で御説明いたします。

まず、経済センサス - 基礎調査ですけれども、ポイントが2つあります。先ほど部会長からもお話がありましたが、事業所母集団データベースの整備を目的の1つとしているわけですけれども、民間事業所を対象にする甲調査、それから公的事业所を対象にする乙調査の2つがあります。甲調査につきましては、①にありますとおり、同一時点で全国一斉に行うという手法ではなくて、全国を順次調査する、ローリング法で実施することが予定されています。今のところ、全体で10か月をかけて一巡することが計画されています。

また、調査方法につきましては、まず活動状況を調査員が外観から確認する、その上で新規に把握した事業所のみ調査票を配布して、事業所の詳細情報について回答を頂戴するということが予定されています。この新規把握事業所の中には、法人番号により母集団に加えられた事業所も含まれているとのことで、今回の一連の調査活動によりまして、法人企業統計調査の母集団とのかい離改善についても対応されると聞いております。

それから、次に工業統計調査ですけれども、※印にもありますとおり、引き続き事業所調査として実施されるということですが、調査内容自体の変更は予定されていません。ポイントとしては2つです。これまで経済産業省の調査として行われていたものにつきまして、総務省との共管化が予定されています。また、前回御議論いただいたように、工業統計を経済構造統計に統合することになりますので、調査の目的が経済センサス - 活動調査の中間年における経済構造統計を作成することということ、目的の部分が変わるというものです。

最後に商業統計調査や特定サービス産業実態調査などを統合し、毎年実施ということで予定されている経済構造実態調査についてです。まず、対象の範囲につきましては、先ほどスライド3でも見ていただいたとおり、製造業と第三次産業全般ということになります。この調査ですが、再編によりまして新たに構築される甲調査、現行の特定サービス産業実態調査を引き継ぐ乙調査の2つに分かれるのですが、甲調査につきましては、毎年安定的なデータを得つつ、一方で報告負担が著しく大きくなってはいけないということで、②にありますとおり、産業分類ごとに売上高の上から8割のシェアを把握する全数調査として実施される予定になっております。その結果として、甲調査については全体で約20万企業を対象に調査することが予定されています。

また、③にありますとおり、基本的に企業調査として行われますけれども、特定サービス産業実態調査を踏襲する乙調査につきましては、一部、事業所調査が継続されるという状況です。また④、記入いただく調査事項についてですが、相応のデータの確保、報告負担の抑制という兼ね合いから、甲調査につきましては内容によって報告者を限定して、報告者負担の増加を抑制することが計画されています。

この調査につきましては、次回の部会以降、詳細な議論をいただければと考えているところです。調査事項の組立てにつきましては、次のスライド6でもまとめておりますけれども、本日、統計委員会のときと同じですが、調査票の甲票を別刷りで準備しております

ので、そちらを御覧いただければと思っております。

A 3 横長で経済構造実態調査の甲調査票ということで、3 枚付いております。この調査事項は3層構造にするということで計画されています。スライド6を御覧いただいても大丈夫です。調査票が3枚ありますけれども、第1面、第2面、それから3枚目ということですが、それぞれ層が切られていまして、第1面につきましては企業属性や売上総額、それから費用総額といった、企業のアウトラインについて回答していただくということで、こちらは先ほど申し上げた上位8割ということで、20万企業の方々に回答いただくという調査票の部分になります。

それから次、第2面、2枚目です。事業別の費用の割合、主立った事業に関する費用の項目別内訳を書いていただくというものになります。こちらについては上から5割ということで、絞り込みがかけられます。ですので、結果として3万企業と聞いております。

そして最後の3枚目ですけれども、事業所別の情報を回答いただくというのですが、有価証券報告書を提出している企業など、約3千社に書いていただくということが計画されています。

つまり第1面、第2面、3枚目で、20万、3万、3千という形で報告負担を限定することが計画されているわけです。

以上、経済構造実態調査の調査事項、甲調査についての大まかな組立てについてお話をいたしました。

それでは、先ほどの資料1-1のスライドに戻っていただければと思います。スライド7を御覧いただければ幸いです。今後、議論いただくに当たっての調査ごとの主な論点をまとめております。詳細につきましては、追々御説明いたします審査メモの中に論点として挙げておりますが、主なものだけをピックアップしております。

まず経済センサス-基礎調査ですけれども、本調査の目的は先ほどからも申し上げておりますが、データベースの整備に資するというものですが、データベースにつきましては以前から、この調査とは別にデータベース整備事業というものが経常的に行われておりますので、この整備事業と本調査の役割分担について確認する必要があると考えています。また、②ですけれども、基本計画でも記載されている法人企業統計調査の母集団の分離改善についても論点として立てております。それから③の今回計画されている、全国を順次調査するローリング法、それから外観調査、こちらについての確認。更に④の集計内容についても確認をいただきたいと考えております。

それから、工業統計調査、経済構造実態調査ですけれども、両調査の共通事項としては2点ほど挙げております。①ですが、製造業については、先ほどもお話ししましたとおり、調査対象が両調査で重なるという可能性がありますので、両調査のカバー範囲、役割分担と言うのでしょうか、そういったところを説明していただければと思っております。その上で、同時・一体的実施と言われておりますので、どのような方法によるのかというところを確認いただきたいと考えています。

次に、経済構造実態調査です。こちらにつきましても新規調査になりますので、計画全体を確認いただくということになります。対象範囲、調査事項、方法、集計といったと

ころを中心に御審議いただければと考えているところです。

統計委員会の説明と重複する部分があり、冗長になり申し訳ありません。以上が諮問の概要ということで、御説明したところです。

それでは、続きまして統計委員会で示された意見についても御説明しておきます。資料としては、ホチキス留めで座席表がありますが、この3枚目に統計委員会の意見を付けておりますので、そちらを御準備いただければと思います。座席表、ホチキス留めの3ページ目になります。よろしいでしょうか。

先週、統計委員会に諮問させていただいたときに様々意見を頂いておりますので、主立ったものを概要ということでまとめさせていただいています。なお、いつもながら申し上げているところですが、正式な議事概要につきましては、統計委員会担当室で別途作成中ということで、本日の部会審議のために便宜的に作ったものということで、暫定版という受け止めをしていただければと考えております。

統計委員会のときに頂いた意見は大きく2つに分かれるかと思えます。まず部会報告、それから今回の諮問「その2」についてということですが、まず、部会報告として、諮問「その1」について、西郷部会長から御報告いただいたときに出た意見は大きく2つです。

西村委員長からですが、例のビジネスサーベイに関して、委員長としての御見解を披露していただいたところですが、ビジネスサーベイは、当初、経済構造実態調査に近いという形で念頭に置いていたのだけでも、その後の統計改革の議論を経て、SUTの議論が入ってきた。その過程で意味合いが少しずつ変わってきているということで、ビジネスサーベイという名称についても、一例として「ビジネスサーベイ・フレームワーク」というお話がなされましたけれども、統計改革の流れが早いということで、今後の状況を見ながら、SUTの内容がいかなるものかといった兼ね合いもありますので、今後の状況を踏まえつつ、名称の検討をしていけばいいのではないかと御意見も頂きました。

それから、関根委員から、経済構造実態調査の実施に関連してということで御発言を頂いて、母集団名簿情報の整備が重要な論点になると考えているのだけれども、事業所母集団データベースというのは、今どのような整備状況かという御質問がありました。

こちらについて、回答といたしましては、経済センサス - 基礎調査の在り方とも関わるものですが、法人番号とのかい離改善についても主たる論点になる見込みであるということで、経済センサス - 基礎調査の議論も踏まえつつ検討してまいりたい、ということで答えさせていただいているところです。

大きなブロック2つ目として、今回の諮問そのものです。基幹統計調査の再編についても幾つか御意見を頂いております。先ほど御意見を頂いた関根委員から引き続きということで、経済構造実態調査は経済センサス - 基礎調査の調査結果を利用できないのではないかと。平成31年（2019年）の経済構造実態調査の母集団名簿は何を使うのだろうかという御質問を頂きました。

統計局からは、基本的には調査実施時点で活用できる最新の事業所母集団データベースを活用することを想定しているという説明がありました。それを受けまして、西村委員長から、新設・廃業などによってデータが随時更新されていくということで、どの時点の母

集団とするのかは重要な論点ですねということで、部会での審議をお願いするという御発言を頂いたところです。

また、野呂委員から、プロファイリング活動についても非常に重要な論点であるということで、現状においてどのように実施する予定、見込みかということ。併せてこの点について、部会で検討するのかという御意見を頂いたところです。

これにつきまして統括官室から、プロファイリング活動については独立行政法人統計センターを実施主体とすることが想定されているのだけれども、その対応については法令改正が必要とされています。部会におきましては、現時点で想定されている範囲内で状況説明を受けることを想定しています、といった説明をさせていただいたところです。

若干冗長になって申し訳ありません。以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございました。統計委員会で示された御意見については、これから進める個別の審議の中で併せて確認していきたいと思えます。この時点で特段御意見があればお伺いしたいと思えますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

私から言葉遣いのことで、細かいことですが、忘れてしまわないうちに申し上げます。今日の審議案件ではありませんが、経済構造実態調査の御説明の資料1-1のライド4の経済構造実態調査の②のところですが、本当にもう純粹に言葉遣いの問題ですが、「産業ごとにシェアの8割を把握する全数調査」と記載してあって、全数だったら10割にならなくてはおかしいのではないかという感じがします。多分、気持ちとしては上位から8割は必ず調べますという意味だと思いますので、この辺の表現は、もし修正できるようだったら、修正させていただければと思います。

それでは、ほかに御意見がないようでしたら、個別の審議案件に入らせていただきたいと思えます。先ほど申しましたように、審査は資料2の審査メモに沿って進めてまいりますので、まず資料2の審査メモを御用意ください。

初めに(1)調査の目的・必要性について、事務局から、審査の状況について御説明をお願いいたします。

○川原総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 それでは、事務局から、審査メモの内容について御説明をさせていただきます。資料2を御覧いただければと思います。

まず1ページですが、今回、経済センサス-基礎調査につきまして、申請された計画の内容について整理をさせていただいております。先ほど内山から諮問の概要の中で説明させていただいておりますので、詳細は個別の中でまた確認していただければと思いますが、(1)の調査の目的・必要性から(5)の集計事項まで、5点についてそれぞれ審査の状況と論点を整理させていただいております。

それでは、2ページを御覧いただければと思います。(1)調査の目的・必要性についてです。枠囲みのところにありますが、今般、総務省から、本調査の実施に当たりまして、調査の目的・必要性として、事業所母集団データベースの整備に資するとともに、我が国における事業所及び企業の活動状況の基本的構造を全国及び地域別に明らかにすることを目的とするということで、本調査の実施について調査計画が出てきているという状況です。

当室の審査状況ですが、先ほども申し上げましたとおり、事業所母集団データベ

ースの整備につきましては、本調査の実施とは別に、統計法に基づきます経常的な整備事業、以下「データベース整備事業」と整理させていただいておりますが、そちらが行われております。そのため、本調査を行う必要性を判断するに当たりましては、データベース整備事業と本調査との関係、役割分担について確認する必要があるものと考えております。

ウのところですが、経済センサス - 基礎調査につきましては、5年前、平成25年に前回調査に係る統計委員会における御審議をお願いしておりますが、その際も統計委員会答申において、点線の枠囲みに記載しておりますが、今後の課題を2点付していただいているという状況にあります。母集団情報の整備等の在り方についてということとして、行政記録情報の活用に向けた検討や新たな情報の収集方法を検討して、事業所母集団データベースの整備事業として行っている事業所・企業への照会業務を拡充すること。平成26年経済センサス - 基礎調査の結果の検証、データベース整備事業を進めた上で、改めて母集団情報の整備等について、調査の在り方について検討するという2点です。こちらにつきましても、今回の御審議の中で御確認をお願いしたいと考えている次第です。

そういったことを踏まえまして、論点としては2点設定させていただいております。まずaといたしまして、データベース整備事業で具体的にどのような事業が行われているのか、効果・実績などについてということです。bですが、データベース整備事業に加えて、本調査を行わなければならない必要性・効果、データベース整備事業では対応できない内容はこういったものかといったことについて。また、先ほど諮問の概要でも御説明したとおり、今回、計画としては10か月間、一回限りの調査として申請が出てきているという状況にありますので、必要性・効果などを踏まえた上で、それらのことが達成できるのかどうかという点を論点として設定させていただいているところです。

事務局からは以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。統計委員会が出された質問とも関連するところですので、それも併せて実施部局から御回答をよろしくお願いいたします。

○岩佐総務省統計局統計作成支援課長 統計局の統計作成支援課長の岩佐と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今の論点につきまして御説明をさせていただきます。「総務省統計局説明資料」という資料3を使いまして、御説明させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

めくっていただきまして3ページ、こちらに調査の目的・必要性についての御回答を示させていただきます。

まず1点目、aの論点に対応するものですが、事業所母集団データベースの整備事業の内容です。こちらは御案内のとおり、統計法の規定に基づきまして、正確かつ効果的な統計の作成及び統計調査における報告者負担の軽減に資することを目的としまして、総務大臣が事業所母集団データベースの整備を行うことになっておりまして、これに基づいて整備を行っているものです。

収録している内容につきましては、統計調査結果、21統計調査です。主なものとしては、

経済センサス - 基礎調査、活動調査。基礎調査は主に名簿整備を目的としておりまして、活動調査は活動実態の収録をしているというものです。それからサービス産業動向調査、商業統計調査と記載してありますが、こちらが今後、経済構造実態調査ということで集約されまして、毎年度結果がデータベースに入ってくることになるかと考えております。

それから、名簿整備としては、基礎調査、5年に1回が主だったわけですがけれども、それに加えまして行政記録情報、労働保険情報、商業・法人登記情報というのを使いまして、月次で情報を頂きまして、これに基づき照会事業を行いまして、名簿の更新を行うといった作業を行っております。それから、EDINET情報と記載してあります。これは上場企業の情報がネットで出ておりますので、こちらも参照させていただきまして、変更できるものがあれば変更しているといったようなことで、データベースの整備を行っているところです。これを各府省とか、地方公共団体等に提供させていただいて、統計調査実施のフレームとしていただく。今後ですけれども、こちら自身を集計して統計を作成していきたいといったことがなされることになっていきます。

事業所母集団データベースの整備事業、特に行政記録情報を活用した名簿整備ですがけれども、下の方にありますように、事業所・企業照会業務ということで、労働保険情報、商業・法人登記情報から新たに捕捉しました事業所に対しまして、郵送で調査票を送付いたしまして、従業者数、事業の内容など、事業所母集団情報として必要な基本情報を照会するといった業務を行っております。それから、廃業事業所につきましては、そういった行政記録情報が来ますので、確認を行いましてデータベースから削除するといった業務を実施しているところです。

続きまして裏面ですがけれども、本調査との関係です。事業所母集団データベース整備事業におきましては、(1)でも出ましたとおり、行政記録情報を基にした照会業務を実施することによりまして、データベースの基盤情報を更新しているわけですがけれども、例えば従業者のいない個人事業所については情報がない。それから、廃業事業所に関する情報が限定的、これは経済センサスでは新設と廃業がおおむね同数となっているのですが、例えば商業・法人登記情報に基づく年間新設法人数、これは約15万件出てまいります、廃業法人数は5万しか出てこないということで、廃業は届出をせずにそのまま事実上やめしてしまうといったような状況が結構あるということです。それから、行政記録上の所在地と実際の事業所の場所が違っているというケースも結構あります。このようなことがありますので、実際に現地を確認しなければ存否の確認ができないケースも多いということがありまして、これらも含めまして、事業所及び企業の活動状態を網羅的に把握するために、従来から、中間年におきまして経済センサス - 基礎調査を実施してきているところです。

今後の取組ですがけれども、現状では平成33年(2021年)、経済センサス - 活動調査実施以降の経済構造統計の体系につきまして、まだ検討中の内容も多いということですので、今回は本調査について一回限りとして承認申請を行っております。ただ、上記の状況も踏まえまして、本調査は基本計画において中間年における経常的な実施も求められております。引き続きまして報告者とか、地方公共団体の実情も踏まえながら、平成34年度(2022年度)以降の本格的な調査の実施に向けましては、更に検討を進めていきたいと考えております。

実施者からは以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明に関しまして、質問、意見等ありましたら伺いたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

お願いします。

○野呂委員 大変基礎的な質問で恐縮ですけれども、前回の経済センサス - 基礎調査は平成26年に行われたと聞いております。これはもともと平成26年の一回限りということではなく、5年に一度やる予定であったのではないかと思うのですけれども、今回の諮問では一回限りにするということになるのですが、そのことで経済センサス - 基礎調査の位置付けが、前回と今回で、5年に一度やる予定だったものを一回だけに変更するということになるのかどうかはまずよく分かりませんので、お答えをお願いしたいと思います。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 後ほど実施者にも補足していただきますが、全体の整理ということで私からお答えさせていただきます。

当初、平成21年が初回の経済センサス - 基礎調査でした。平成21年は、正に平成23年に予定していた経済センサス - 活動調査の名簿整備を目的にということで、当初から一回限りという調査設計になっていました。その後、平成23年の経済センサス - 活動調査が平成24年2月の実施と時期変更が行われたことや、平成21年経済センサス - 基礎調査では従業員数等の基本的な事項だけだったのですが、それに加えて、平成26年経済センサス - 基礎調査におきましては、売上高等も調査事項とする変更が行われたこと等の理由から、平成26年以降、経済センサス - 基礎調査をそのまま続けていくのかどうかも含めて検討するという趣旨で、とりあえずは一回限りの調査ということで承認された経緯があります。今回が3回目の調査になりますが、結果として、過去2回においては、毎回一回限りという承認が続いているのが現状です。

○岩佐総務省統計局統計作成支援課長 澤村統計審査官からもありましたように、そういう意味では、今後、見直しが入ってきますので、今回のものが続くわけではないということで一回限りということではありますけれども、中間年の名簿整備としては必要かなと我々も考えていますので、次回以降どうするかということは引き続き検討していきたいと考えております。

○野呂委員 ということは、前回の平成26年、その前の平成21年も含めて、それぞれ今回限りという前提での調査であったということで理解してよろしいですか。ただ、総務省統計局のホームページなどを見ますと、行政施策に不可欠な基礎データを提供する役割を担っているということで、必ずしも一回限りというトーンではないと思いますが。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 この経済センサス - 基礎調査を含めて、経済構造統計が正にそういう役割を担っているというのと、経済センサス - 活動調査だけだと、5年に一度しか全ての事業所に対する名簿が更新されないと。そうした場合、その中間に実施する各種統計調査については、古い名簿データに基づいて調査せざるを得ないということで、非常に非効率になることから、本来であれば名簿更新はデータ整備事業のように、絶えず直近のデータに更新することが、他の統計調査の利用という意

味では一番効率的なものになると考えられますが、先ほど調査実施者からもありましたように、正に平成33年（2021年）以降のこと、平成34年度（2022年度）以降のことについては、そういうことも含めて検討が進んでいくのかなと考えているところです。

○西郷部会長 野呂委員はそれでよろしいでしょうか。

○野呂委員 続きの質問は次の調査事項になりますので、改めてさせてください。

○西郷部会長 分かりました。今の御質問に関しては今の御回答でよろしいですか。

○野呂委員 結構です。

○西郷部会長 ほかにありますか。

宮川委員。

○宮川委員 最後の経常化というのがよく分からないのですが、事業所母集団データベースの整備事業というのは、ここにあるように継続的に続いていて、かつ新たに法人番号も整備されてきているというわけですね。ですから、今お聞きして、今回はとにかく一回限りということだと思えるのですけれども、むしろ調査される方の負担を考えると、同じ労力を費やすのであれば、法人番号とかを利用して、その事業所母集団データベースの更新を中心にして、こういう大がかりな調査ではなくて、今言った例外的な部分について、4ページ（2）の例外的になかなか把握できない部分について調査ができるような形にするという考え方もあると思います。

○西郷部会長 いかがでしょうか。例外とは言いながら結構大きいというのが、多分、実施部局の認識だろうと思います。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 この点についても、実は第Ⅱ期基本計画に基づく産業関連統計の体系的整備の中でもいろいろ検討されていたのですが、正にその際に問題になったのが、4ページの②の部分です。先ほど実施者から説明がありましたように、商業・法人登記簿情報に基づく照会事業は適切に行われているのですが、廃業法人数が少ないということで、廃業の状況をよりの確に捉えるためには何らかの経常的な調査が必要ではないかというような整理がなされているところです。そういったこれまでの検討も踏まえて、調査実施者はこの調査の仕組みを考えておられるのだと思います。補足させていただきます。

○岩佐総務省統計局統計作成支援課長 また今回、調査の実施方法の中でも見させていただきましたけれども、事業の内容の変更等がない事業者につきましては、外観確認ということで、調査票の記入も不要な形で整理いたしておりますので、そういう形でできるだけ負担などにも配慮しながら、調査としては実施・設計をしているということです。

○西郷部会長 中村委員。

○中村委員 これにつきましては、経済構造統計の中間年の調査と位置付けるわけですから、将来内容が変わり得ることがあるので、承認申請については一回限りでやるということでもよろしいのかと思いますが、ただ、一回限りのということを特に強調する必要はないのではないだろうかという気がいたします。

○西郷部会長 そうですね。今回は事情が事情ということで一回限りとなっていますけれども、多分、今、宮川委員からも御指摘いただきましたように、事業所母集団データベー

スの更新は本当に一番重要な部分で、それに附随して、今回、特に廃業事業所を把握するためにはどうしても調査を行わざるを得ないのであるというような整理になっていますので、だとすると、多分、今回一回限りのことではなく、一応形式的には今回一回限りかもしれないけれども、データベースの更新が必要であるということは今も自明のことであって、更新をするためにどうしても調査が必要であるということであれば、今後も経済センサス - 基礎調査が行われていくという整理になるのではないかなと思います。

はい。

○川崎部会長 質問というより意見ですが、まず私は今回、全体を見てものすごく画期的なことをやっていると思うのです。だから、大きな方向としてこれできちんと具体化しながら進めたいと思うのですが、その分だけものすごく分かりにくさがあると思うのです。どういうことかといいますと、母集団情報の整備は長年ものすごく苦労しながら進化してきている。やり方を変えるたびに、先にやっていくとまたもう少し良いやり方があるとか、外国のやり方もあるとかいうので少しずつ変わってきているので、なかなか先のところが示せないというのがこれまでもあったと思うのです。ですから、経済センサスの前に実施していた事業所・企業統計調査も3年周期だと言ってみたり、5年周期だと言ってみたり、毎回先のプランを示せないままにやってきたということがありますが、今回、いよいよ先のプランが見えかかっているという感じがするのです。しかも今回全体のプランとして、私自身の持論を申し上げて恐縮ですが、本来の説明から離れて恐縮ですけども、このプランには、ものすごく新しい大きな方向性が2つ打ち出されていると思います。

1つは、これまで経済センサス - 基礎調査、あるいはその前身の事業所・企業統計調査では、調査して統計を作るというのがメインだったのですが、実は一番のメインはフレーム整備です。ただ、フレーム整備のために統計調査をやりますというのなかなか説明が難しいものですから、多分、フレーム整備と統計整備を併せてやりますというような言い方になっているところで、説明が分かりにくくなっているというのがあるかと思います。しかし、これは新しい方向を打ち出すための便法と言えば便法なのかなと。

それから2つ目の新しさは、ローリング方式だと思います。これは既存のデータベースをどんどんアップデートするのに、5年に1回やっているとものすごく仕事の山ができてしまって大変なのを、いかにそれを崩すかということで平準化するためにやっていることだと思うのです。これは非常に画期的で、これまでだと地方の事務負担とか、あるいはコスト面でも非常に難しかったところを少しでもやりやすくしようということで、多分、外国でもこういうことをやっている例があまりないと思うのです。

したがって、この2つの新規性があるがゆえに、ものすごく分かりにくい調査になっていることも確かだと思うのです。しかも私、改めて総務大臣からの諮問という、資料1-2の別添2を見てみて、これだと分かる人しか分からないよねというぐらい分かりにくいのです。だから私はできることならば、ここからがお願い、意見ですが、確かに一回限りというのはそうなのかもしれないです。この後、数年経ったらまたやり方を変えていかなければいけない部分が出るかもしれませんが、必ず何かをやらなければいけないことには

なるので、そのビジョンを何か分かりやすく示していただくということをやっけていかないと、何か単に一回限りですよ、これで終わりですよみたいなイメージで捉えられて損するのではないかと思うので、是非何かこれを使って、多分うまくいくだろう、それを更にこういうふうによっけていくというビジョンをうまく示すことを考えていただけたらありがたいと思います。

○西郷部会長 大変うまくまとめていただきまして、どうもありがとうございます。今ここで議論していることに関して、そのほかの御意見等ありますか。

河井委員。

○河井委員 1つだけ質問があります。今、資料3「総務省統計局説明資料」の3ページ目のフローチャート図を見ているんですが、経済センサス - 基礎調査と行政記録情報とEDINETを併用しながら事業所母集団データベースを整備しようという形だと思うのですが、ディビジョン・オブ・レーバーというか、分業というのはどういう形でされているのですか。例えば行政記録情報では個人事業主、1人のところは把握しづらいので、そちらは基本的には経済センサス - 基礎調査を使って、複数の雇用者がいるような事業所では行政記録情報を利用するとか、そういう分業しながら使うのか、それとも併用しながら使うのでしょうか。

○西郷部会長 それぞれの守備範囲のイメージを与えてほしいという質問と捉えてよろしいですか。

○河井委員 そうです。

○岩佐総務省統計局統計作成支援課長 月次で把握できるのは労働保険情報ですが、これは従業員がいる事業所です。それから、商業・法人登記情報からは新しく企業として登記されたものが入ってまいります。そこには先ほど申しました、例えば単独でやっている個人事業所とかいうのは入りません。そういうのも含めまして、経済センサス - 基礎調査で一回整理することを中間年の名簿整備としてはやらせていただいているということです。それ以外の経済センサス - 活動調査とかいったものは、要するに名簿もありますけれども、基本的にはむしろ中身である、売上げとかいったものの詳細が計上されてくるということとして、それ以外の統計調査では中身の情報を更にアップデートしていくというような役割分担、主にそういった形になっているかと考えています。

○河井委員 それは事前に行政記録情報を利用しながら、後で出てくるかもしれないですが、経済センサス - 基礎調査の目視も使って確認していくということですか。

○岩佐総務省統計局統計作成支援課長 そうです。

○河井委員 分かりました。ありがとうございます。

○西郷部会長 いかがでしょうか。多分、実際にどのように調査が行われて、それがどのように利用されるのかということもかなり関連が深いと思うので、先に進んだ方が時間の有効活用という観点からは得策かなとも感じていますので、一応ここでは先ほどの川崎部会長のまとめで、目的としてはデータベースの更新はずっと行われることなので、目的そのものはずっと継続的ですが、目的を達成するための手段がそのときそのときの状況で随時変わっていくという中で、今回、形式的には1年限りという形ですが、その目的はずっ

と継続していくものだという理解で、この調査の目的・必要性についてはまとめたいと思います。

どうぞ。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 1点補足させていただきますけれども、先ほどの川崎部会長からの御指摘ですが、正に第Ⅲ期基本計画におきまして、基礎調査については一時点で把握する統計調査から経常的なプロファイリング活動、及びローリング調査に移行するという課題が掲げられ、更にその実施時期については平成31年度（2019年度）から実施するというような形で、限定的にはなっていません。そういう意味では、中村委員からも御指摘があったように、経常的にこのような調査方法を続けていく、継続していくということが将来のビジョンと申しますか、そういう姿なのかなと思います。

先ほどの河井委員の御質問に1点補足させていただきますと、データベースの照会事業は郵送ですので、督促等もやっておりますが、必ずしも100%返ってくるわけではないというところがあります。それから商業・法人登記、返ってきた情報も必ずしもそれで十分なものかというところがありますので、基礎的な情報は確認できますが、どういうことをやっているのかというのを詳細に確認できないところは、何年かに一度確認が必要ということと、廃業した事業所、企業をどう把握していくかということです。毎年、廃業事業所が10万発生すると、5年間で50万の廃業事業所となりますので、それを一気に経済センサス - 活動調査で確認するよりも、経済センサス - 基礎調査なりで経常的に少なくしていく。そうすることによって、中間年の各種統計調査が、実は1万抽出して調査票を送っても、1000票が不達で返ってきてしまったら、不達分の1000票を新たに選んで、また送るみたいなことは調査結果の公表の遅れにもつながりますので、そういったことも含めて効率的な実施という意味では、基本計画上では、廃業事業所をよりの確に把握することが何よりも重要なと考えているところです。

○西郷部会長 よろしいでしょうか。御不満もあるかもしれませんが、次の話題に進ませていただいてもよろしいですか。

それでは、(2)の報告者数に関する審議に移らせていただきます。審査メモの3ページになりますけれども、(2)報告者数について、事務局から審査の状況の御説明をお願いいたします。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、資料2の3ページを御覧いただければと思います。

今回の経済センサス - 基礎調査の調査計画では、報告者の数につきまして、法人番号の通知状況等の行政記録情報等を活用して母集団情報を整備し、これは平成26年ですが、前回調査の約620万事業所から今回は約770万事業所と調査対象事業所数を拡大した上で調査を実施する計画です。

当室の審査状況ですけれども、第Ⅲ期基本計画におきましては、事業所母集団データベースの整備・充実、特に法人番号の通知状況を含めた新たな行政記録情報や民間データの活用、行政記録情報やローリング調査の確認結果を活用するなどして、法人企業統計の母集団名簿の企業数とのかい離解消に鋭意取り組むということが記載されているところで

す。

今回、本調査の母集団情報につきましては、第Ⅲ期基本計画の指摘を踏まえ、拡大した上で実施するということですので、基本的には適当と考えているところではありますが、母集団情報の整備方法が十分な対応となっているかどうかについて確認する必要があると考え、論点として2点設定させていただきました。aは母集団情報の整備はどのような情報を用いて、どのように行うのか。一定の取組を行っている場合、その結果はどのようなになっているか。bは、第Ⅲ期基本計画で指摘されている法人企業統計の母集団名簿の企業数とのかい離・解消に向けた取組として、どのようなことを行うのかということです。

事務局からは以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、実施部局から御説明をお願いいたします。

○岩佐総務省統計局統計作成支援課長 それでは、「総務省統計局説明資料」の5ページを御覧ください。

こちらは報告者数の御説明をさせていただいております。今回の本調査の母集団名簿の属性ですけれども、基本的には平成28年経済センサス-活動調査をベースに、以降、行政記録情報、先ほど申しました労働保険情報、それから商業・法人登記情報を活用いたしまして、母集団名簿情報を更新するということですが、今回は特に国税庁から提供された法人番号等情報によりまして、新たに160万事業所ということで、会社企業150万、会社以外の法人10万を入れたというのが非常に大きな特徴になっているかと思えます。

まず分かりやすいのは、表3を見ていただけますでしょうか。下の方です。こちらは会社企業について整理しておりますけれども、今回、国税庁から法人申告のある企業、それから国税庁が法人番号を通知したときに届いた企業というところに相当する情報を頂いております。これをベースにしまして、法人番号を整理いたしますと、会社企業としては約310万という数が出てまいりました。その310万につきまして、平成28年の経済センサス-活動調査と照合しますと、経済センサス-活動調査に160万ありますので、残りが150万となりまして、今回150万の会社企業が追加されたということです。これが平成28年6月時点の情報になりますので、そこから商業・法人登記によりまして、会社企業約23万が新しく設立されておりますので、今回の会社企業につきまして、経済センサス-基礎調査の母集団といたしますのは、合計で約333万を見込みとして挙げさせていただいております。

これが法人企業、国税庁からの情報をいただいて、会社企業について整理したのですが、それを事業所という形で整理したものが上の表です。平成28年6月時点で、経済センサス-活動調査の事業所は570万です。これは先ほどの法人番号に基づく企業を入れまして、それが本所事業所になりますので、会社以外の法人の約10万も足しますと、160万が本所事業所としてはプラスされます。それから、企業、事業所、労働保険の情報も加えますと、事業所数約40万プラスになりますので、今回の母集団名簿は770万事業所ということを見込んでおります。

(2)は企業数のかい離の解消です。上記、法人番号からの法人追加を行いましたので、今回調査における母集団名簿は、法人企業につきましては相当網羅的になっているものと

考えております。このため、経済センサス - 基礎調査を実施しまして、その結果と法人企業統計の母集団名簿を照合することによりまして、基本計画におきまして、平成33年度（2021年度）末に結論を得るということにされております、法人企業統計の母集団名簿との属性ごとのかい離の状況は明らかにすることが可能となると考えております。この研究につきましては、事業所母集団データベースに関しまして統計研究研修所との共同研究を既に実施いたしております、菅審議協力者も入っていただいておりますけれども、そういった共同研究の中も含めまして、検証を進めていく予定にしております。

実施者からは以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。ただ今の御説明に関しまして、御意見等ありましたらお伺いします。菅審議協力者、よろしくお願ひします。

○菅審議協力者 この法人企業統計とのかい離の問題が最初に議論されたのは、確か2003年ごろだと思います。15年ぶりによく答えが出てきたという感じがいたします。国税庁のデータを使うことで、驚くべきことに、倍になったということで、思ったよりも多いなというのが正直な印象です。これでGDPが倍になったら、めでたいのですけれども、なかなかそこまでは増えないと思います。

大きいのは、ほぼこれで問題解決には向かったと思います。あとはこれが漏れた原因を確認しておくことが必要ではないでしょうか。恐らく外観から見つかりにくかったのだろうというのは想像がつくのですけれども、そこを確認しなければいけないということと、実際のデータへのインパクトをある程度、推し量らなければいけないと思います。恐らくそんなに大きな影響はないとは思いますが、この点については検討が必要ではないでしょうか。先ほど御説明にあったように、共同研究の場がありますので、そこで2つのインパクトについて内容を詰められると思われます。1つは、これまで何で漏れてきたのかという原因が明らかになることで、今後の把握方法では、きちんと把握できるというのを確認しなければいけないこと。もう1つは、実体経済の影響を見ていくことが必要ではないかと思われます。いずれにせよ、答えが出たというのは大変良かったというか、非常に画期的なことではないかと思われます。

○西郷部会長 ありがとうございます。どちらかに回答を求められるという御意見ではないですね。

○菅審議協力者 コメントです。

○西郷部会長 ありがとうございます。

川崎部会長、お願ひします。

○川崎部会長 これは質問と意見の両方ですが、どうも私はこの報告者数について、審議するというのは非常に難しい論点だなと思って困っているので、余り深入りするつもりはないのですが、ここで報告者数770万とおよその数字が記載してありますけれども、実は報告者の中には新たに発見された個人事業主による事業所も入るわけでしょうから、本当は770万より多くなってしまわないかと私は思うのですが、間違っているのでしょうか。つまり、これは母集団リストで確認する対象が770万だという意味で、それ以外にも新規に実地で確認して得られたものも入ってくるわけだから、それも本当は報告者数ではないか

などと思うので。別に、この数字を直してくださいと言うつもりではないのですが、むしろここの報告者数を抽象的に議論するよりも、3番目の調査方法とセットで議論しないとよく分からないのではないかなという気がしたので、審議の仕方も含めまして、その辺りを確認させていただけたらと思います。

○西郷部会長 よろしく願いいたします。

○岩佐総務省統計局統計作成支援課長 もちろんおっしゃるとおりです。これは経済センサス - 基礎調査で行くところの名簿ですので、新設とかそういうものがまた新たに把握されればそういったものが入ってきます。

○西郷部会長 御回答自体はそれでよろしいですか。

○川崎部会長 結構です。

○西郷部会長 ほかに何か。野呂委員、お願いします。

○野呂委員 単純な質問ですけれども、②、③の法人番号や商業・法人登記から、事業者情報はどこまで把握できるのでしょうか。

○岩佐総務省統計局統計作成支援課長 頂いているものだけでは、大きなものは特に把握できません。名称とか所在地とかいったものになります。これまで商業・法人登記で頂いているものは照会事業で郵送して、そこで基礎的情報を入手しておりました。今回、そういう意味では法人番号から頂いている情報だけでは、ほぼ中身がない情報になりますので、後ほど調査の仕方の説明がありますけれども、調査員が回ったときに、この160万に相当する法人番号由来の事業所については、今、情報がありませんので、調査票を入れさせていただくという形になります。

○野呂委員 それは分かっているつもりですけれども、事業所の数を法人番号から完全に把握できるのでしょうか。

○岩佐総務省統計局統計作成支援課長 先ほど申しました個人事業主、1人でやっているところとかは、労働保険といった行政記録情報ではなかなか取れないこともありますので、そういったところは新規で出てくる可能性があるということかと思っております。

○川崎部会長 野呂委員の今の御質問の趣旨は、商業・法人登記されているところから、例えば複数の支社に事業所があるところが分かるかという意味でしょうか。そうであれば、多分、把握できないですね。

○野呂委員 金融機関の全支店や全営業所を、商業・法人登記や法人番号だけでは把握できなかったような気がするのですが。

○川崎部会長 できないです。

○野呂委員 そうなりますと、どうやって表2と表3の数の違いが出てきたのかなという、質問です。

○西郷部会長 それは今、御回答いただけますか。

○川崎部会長 過去のデータベースにある事業所情報を使いながらやっているから、このデータベースで行けるということではないですか。

○岩佐総務省統計局統計作成支援課長 そうということです。法人番号は、あくまでも企業の本所事業所の事業所だけが商業・法人登記から確定しますので、その数として入れさせ

ていただいている形になっております。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 この10万の差というのは、会社以外の法人があるのということですね。

○岩佐総務省統計局統計作成支援課長 そうです。160万と150万の差はそういうことです。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 下の表3は会社企業のみで、表2は会社以外の法人、医療法人とかいった法人も含むということです。

○野呂委員 ということは、②、③で複数事業所があるケースが存在すると、事業所数はもっと増えるということですね。

○岩佐総務省統計局統計作成支援課長 もっと増えることはあり得ると思います。

○西郷部会長 ということで、よろしいですか。

○野呂委員 分かりました。

○西郷部会長 ほかにありますか。どうぞ。

○中村委員 資料2の3ページの、前回調査の約620万事業所というのは何でしょうか。

○西郷部会長 よろしいですか。

○井岡総務省統計局統計作成支援課長補佐 調査実施者からお答えします。620万というのは、前回、平成26年経済センサス - 基礎調査の諮問時のもので、平成25年の申請時に出させていただいた数です。経済センサス自体が全産業網羅的な全数調査ですので、基本的に「基本数」においては初めから推計というような形になってまいりますので、その当時に推計された数ということで、620万と入れています。

○西郷部会長 中村委員、今の御説明でよろしいですか。

○中村委員 はい。

○西郷部会長 ほかにありますか。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 1点、事務局からの質問で恐縮です。確認ですが、先ほど単純に増えるだけのよう話もありましたが、実は既に経済センサスなりで事業所といますか、商店なりで捉えられていて、そこが実質、法人番号も持っているような企業法人であったというような場合もあり得るということよろしいですか。つまり、経済センサス - 基礎調査を実施したら、それはイコールのものと判明して、2になるわけではなくて、もともと1だったみたいなこともあり得るということよろしいですか。

○岩佐総務省統計局統計作成支援課長 もちろん名称とか所在地で照合してやっておりますので、基本的には重複がないようにしておりますけれども、可能性としてゼロではないかなとは思っています。

○西郷部会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

確かに報告者数がこの部会の議案に上がるということはなかなか今までなかったかもしれませんが、その一方で、日本全体で事業所なり、企業が一体幾つあるのかということは前々から話題に上っておりました。何とかその問題に決着をつけられないかなとずっと思っていたのですけれども、今回、非常に何というか、千載一遇と言うと大げさかもしれませんが、良いチャンスではないかと思えます。今、議論の中にもありましたように、

アンダーカバレッジと言うのですか、調査漏れとか捕捉、過小がわりあいよく問題にされていましたがけれども、いろいろな調査は弱点、短所がありながらやっていることなので、逆にオーバーカバレッジと言うのですか、捕捉し過ぎている、本来だったらセンサスの対象にならないような事業所なのに、名簿に載ってしまっているということも理屈としてはあり得ると思うのです。今回、共同研究がちょうど行われているということで、そういったところまで含めて整理していただけると、多分、これから先はみんな安心して名簿が使えるという格好になるのではないかと。希望的観測かもしれませんが、そのような形で共同研究が進められることを期待したいと思います。

では、今の報告者数に関しましては、名簿が拡充されて、従来よりもカバレッジが広がるであろうということが期待でき、それに応じて捕捉過剰の部分や、重複の部分や何かもちんと整理されることが期待されるということで、部会では適当と判断したという形で整理させていただいてよろしいでしょうか。

それでは、(2)報告者数については、以上の議論をもちまして、部会として承認したという格好にさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、次の項目で(3)調査事項・調査方法について、御審議いただきたいと思えます。審査メモは4ページから6ページになります。

まず事務局から、審査の状況について、御説明をお願いいたします。

○川原総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 それでは、資料2の4ページを御覧いただければと思います。調査事項・調査方法ということで、整理させていただいております。大きく民営事業所、甲調査と、国・地方公共団体の事業所、乙調査に分けて整理しております。民営事業所につきましては、①にありますとおり、調査員が担当調査区内を巡回して、外観による事業所の活動状況を把握した上で、新たに把握した事業所に対しては調査票を配布するということでして、先ほど御説明しましたとおり、調査票の様式につきましては別添ということで、経済センサス-基礎調査、調査票甲というものをお付けしておりますので、中身についてはこちらを御覧いただければと考えております。

次に、国・地方公共団体の事業所、乙調査ですが、こちらに記載のとおり電子メールにより調査票乙を配布し、調査することになります。乙につきましては、甲の後ろに黄色の調査票がありますけれども、こちらを御参照いただければと考えております。

当室の審査結果ですが、アにつきましては、全ての事業所について名称、電話番号、所在地、活動状況などを確認した上で、新たに把握した事業所については調査票及び詳細な情報を確認するということです。

この新たに把握した事業所、調査票を配布する事業所についてどう考えたらいいかというところで、事務局としてはイの形で整理させていただいております。まず、事業所母集団データベースに詳細な情報が入っているか、入っていないのかということで大きく2つに分かれ、更に詳細な情報が登録されている事業所につきましては、活動状況に変化があるのかないのか、登録されていない事業所については、調査の過程で見つかったもの、行政記録情報の活用により、母集団情報に追加されたものがあるのではないかと考えているところです。ここの把握の方法については、後ほど調査実施者から御説明があらうかと思

いますけれども、通常の新規に把握した事業所になりますと、③、④ということになるのかとは考えておりますが、詳細な情報を把握すべき範囲としてどこまで設定すべきか、というところで、論点として設定させていただいております。

また、ウですが、調査員による外観調査につきましては、ぱっと見、報告者からということではなく調査員が外観から確認することになりますので、調査の円滑な実施を確保するためには、事業所に対して十分な周知、依頼といったものが必要であろうと考えているところです。

エですが、このようなことを踏まえまして、母集団情報の追加、更新がなされる範囲、新たに把握した事業所か否かを判断する基準、外観調査における把握の方法、円滑な調査の実施方策について確認する必要があるものと考えております。また、本調査を実施する過程においては、並行して次回以降、審議が予定されております工業統計調査、経済構造実態調査も実施されますことから、報告者負担の軽減方策についても確認が必要ではないかと考えている次第です。

ということで、論点につきましては、5ページから6ページにかけてaからeまで設定しております。aはまず、調査票を配布して詳細な情報を把握する範囲と方法ということで、調査票を実際に配布する範囲がどこなのかというところが(a)。(b)については、事業所単位で調査をいたします中で、組織全体の売上高を把握する計画がありますので、例えば同一企業において、傘下の複数の事業所が今回調査票の配布対象になった場合、どういった形で整理がなされるのか。また、既存の経済統計調査との重複是正をどう扱うか、関係の整理はどうなっているのか。あと、外観調査で調査を終える事業所について、データベース上どのような情報が付加されるのかというのが(c)です。

bは外観調査の方法で、実査上、事業所の活動状況の確認とか、新たに把握された事業所か否かをどのように判断するのか。あと、外観からではなかなか活動状況の把握が困難な場合も想定されますので、そういった場合はどのように対応するのか。(d)として、外観調査を実施するための環境づくりといいますか、どのような対策を講じるのか。(e)として、外観調査を実施する意義は何かということを設定しております。

6ページに移っていただきまして、cとして、今回の経済センサス - 基礎調査につきましては試験調査を実施しておりますので、その実施状況、また、その結果を踏まえた今回の調査計画への活用の状況について確認させていただきたいということです。

dは、他調査の調査事項との重複ということで、先ほどと重なる部分もありますけれども、報告負担の軽減対策についてということです。

最後がeで、国、地方公共団体に対する調査である乙調査につきまして、既存の事業所についてのプレプリントの有無とか、その辺りの調査方法について確認させていただきたいということです。

事務局からは以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、実施者からの御説明をよろしく願いいたします。

○岩佐総務省統計局統計作成支援課長 それでは、「総務省統計局説明資料」の6ページか

ら、調査事項・調査方法についての回答を御説明させていただきます。

まず1点目、(1)調査票の配布範囲・判断基準、それから事業所の活動状態の確認方法です。事業所母集団情報として必要な基本情報を把握する観点から、調査員が実地に調査地域を巡回いたしまして、外観、若しくは事業主に確認などをして、全ての民営事業所の活動状態を把握し、調査員用の端末にその結果を入力するということです。また以下の事業所につきましては調査票を配布します。まずは新設事業所ということで、端末の名簿上になかった事業所については調査票を配布いたします。それから、法人番号から追加いたしました、今回160万の事業所につきましても、新たに調査票を配布いたします。それから、既存の事業所でも名称が変わっている、端末上に事業の内容も記載しておりますので、そういったものと事業の内容が変わっていると調査員が認識したものについては、調査票を配布いたします。このような事業所には調査票を新たに配布して、中身を確認していくことにしようと考えています。

それから、(2)調査票の回答範囲ですけれども、本調査は事業所単位で実地に活動状況等を確認する調査でありますので、①から③ということで、このような、事業の内容が変わっているような事業所も含めまして、調査票は配布させていただくということです。もちろん組織全体の売上高は、本所事業所のみが回答するようなことも含めまして、これまでの基礎調査と同様に、本所、支所、単独事業所ごとに必要な事項について調査を実施するというようにしています。

(3)他調査との重複是正です。これは基本的には、経済センサスですので、重複是正というよりは事業の重複といったようなところですがけれども、経済センサス - 基礎調査実施年に、実は工業統計調査も実施されるということです。これは従来から実施されているわけですがけれども、今回の工業統計調査が平成29年以降、調査実施日が12月末から6月1日へ変更されております。それにより、経済センサス - 基礎調査の調査時期で言いますと、このスタート時期が一部、工業統計調査と重なってくるということです。したがって、調査の実施に万全を期すということでして、6月から7月、後ほど調査期間の説明をさせていただきますけれども、調査第1期に係るところの調査票の配布対象となる新設の工業事業所については、調査時期が重ならないように、後日、時期をずらしまして、本調査の調査票を総務省統計局から郵送で配布するという措置を講じようと考えており、経済産業省とも連携して、対応を具体化していきたいと考えております。

それから、結果の登録です。これは本調査を実施することによりまして、約700万事業所、これも先ほど新設の話がありましたので、新設もプラスして、廃業は減らしてということになりますけれども、そういった事業所の活動状態が明らかになり、その結果を母集団データベースに登録するということです。新規把握事業所、先ほどの仕事の内容が変わったような事業所も含め従業員数、事業の内容等の基本情報を登録するということにしています。

活動状態の把握が困難な場合ですけれども、事業所の活動状態を確認できない場合につきましては、調査票を入れることにしておりまして、その回答により活動状態を把握することにしております。また、オートロックマンションなどで万が一、調査員が調査票を配

布できない場合には、後日、統計局から郵送で調査票を配布することにしております。

それから、円滑な調査実施方策です。本調査では、市町村別の調査実施スケジュールを事前に計画した上で、調査を実施することが重要であると考えています。国、都道府県、市町村において役割分担をいたしまして、調査時期に応じまして多事業所ビルとか、大型商業施設等への効果的な広報・協力依頼を行いまして、適切に調査を実施していけるように措置していきたいと考えております。調査員には、調査対象者、ビルの管理者、近隣住民などからの質問などが想定されますので、今回の調査について説明するためのパンフレットなども準備させていただきたいと思っております。それから、調査員証だけではなくて、腕章なども着用させるなどして、円滑に調査が行われるように対応していきたいと考えております。また、調査員が端末を使って調査することにもなりますので、研修・支援体制の充実を図るということになっておまして、そういった端末の操作に関する説明書、DVDのようなものなども御用意させていただきますし、調査員からの照会対応用のコールセンターなども設置したいと考えています。

それから、外観調査の意義、論点b（e）に対応したものです。前回の平成26年経済センサス-基礎調査の実施状況につきまして、本社一括調査対象企業、地方公共団体などからその事務負担の軽減を求める意見が多く寄せられております。特に地方公共団体からも、調査員事務の簡略化、効率化を継続して求められているところがあります。そんな中、今回、法人番号由来の160万企業を名簿に追加したということで、母集団も大幅な増加になるということです。そういった意味で、対象企業、地方公共団体、調査員の負担軽減、産業横断的な160万事業所をプラスした上での事業所母集団名簿の着実な整備を両立する調査手法として、外観による調査手法を導入させていただいたということです。

続きまして、8ページです。論点の続きのところを御覧ください。試験調査の結果を踏まえた措置です。本調査を正確、かつ円滑に実施するために調査方法、調査票の設計が適切かどうかなどについて検証させていただいたこととして、7都道府県10市町村において約4500事業所を対象に試験調査を実施させていただきました。その結果、調査手法等も簡略化が図られておりますので、報告者のトラブル、調査実施上の大きな問題はなかったわけですけれども、調査時に近隣住民から、「これは何をされているのでしょうか」と質問を受けたというような事例も報告されておりますので、これを受けまして、先ほど申し上げましたように、本調査では調査実施時に調査対象者だけではなくて、ビルの管理者とか、近隣の住民にも配布可能な調査に関する分かりやすいパンフレットを準備し、調査員は腕章なども着用して、国の調査であるということが周囲に明確に分かるようにして、円滑な調査が行えるように対応していきたいと考えております。

それから、他調査の調査事項との重複ですが、基本的には名称とか所在地などの基本的事項は他調査と重複するということではありますけれども、配布時期が工業統計調査と一部重なることがありますので、このようなところについては統計局が時期をずらして、郵送で調査を実施することで、調査期間の重複などを避けていきたいと考えています。

最後に、国、地方公共団体に対する調査です。乙調査は、調査票に既存の事業所の名称がプレプリントされているものでして、国・地方公共団体において、当該情報の確認、修

正を行うとともに、新規事業所に係る情報を追加するといったことによりまして調査を実施するというので、これまでの経済センサス - 基礎調査で実施してきたものと同じような形式で実施していきたいと考えております。

それから、参考で、国・地方公共団体の事業所への法人番号の付与です。今回、事業所母集団データベースの整備に当たりまして、調査票甲の民営の事業所と同様に、乙調査の国・地方公共団体の事業所についても法人番号を整備しようと考えておりますけれども、これらの法人番号は統計局において付与可能ではないかと考えておりますので、地方の負担も考慮いたしまして、まず国においてこれらの法人番号を付けさせていただきまして、確認、付与できなかった場合のみ、照会をしていきたいと考えているところです。

実施者からは以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。論点がたくさんありますので、質問もたくさんあるかと思えます。ただ今の御説明に関しまして、御意見、御質問等ありましたら承ります。

菅審議協力者、よろしくお願いいいたします。

○菅審議協力者 今回のやり方は、新設・廃業の把握という意味では有効だと思いますし、業種の変更についても有効だと思います。海外の事例ですけれども、私が聞いたケースだと、行政記録上は花屋になっている。ただ、実際は建設会社で、それは規制を逃れるために、意図的にそうしたケースがあるようで、そのようなのも今回の調査手法であれば、実際に行ってみれば花屋でないことは一目瞭然なので、把握できる。あと、ヨーロッパの事例ですけれども、利益が上がると税金を取られる。その前に移転するというのが日常茶飯事に起こる国がある。その場合は何食わぬ顔して、すごく近くで開業しているらしいのです。廃業して開業、日本の場合はそういう事例は余りないだろうとは思いますが、いろいろなケースがあるようです。

1つだけ質問があるのでありますが、例えばここにも記載してありますが、近隣住民に「何していらっしゃるのですか」という疑いを持たれるくらいだったら、挨拶ぐらいしてもいいのではないかと。そのときに「お隣はもう廃業していますか」みたいな、あるいは「どこかに移ったかご存じですか」とか、それくらい聞いてもいいのではないかと。つまり外観だけではなくて、確か国勢調査では聞き取りをやっているわけです。恐らく調査員は同じ方を出しているのだから、国勢調査のノウハウを活用してというのも考えられると思うのですが、その辺り何か聞き取りみたいな方法は、今、御検討なさっていらっしゃるのでしょうかというのが質問です。

○西郷部会長 ありがとうございます。どこまで聞いていいかという問題のような気がします。

○岩佐総務省統計局統計作成支援課長 そういう意味では、事業の内容を確認するような項目のあった試験調査においても、既に事業主に聞き取りなども一部行っておりますし、その流れの中で近くの環境、事業所がどうかというような質問も流れで行うことはあり得ると思っております。試験調査でも一部そういった形で実施しております。

○西郷部会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

宮川委員、もうそろそろ御退席のご予定ですが何かありますか？

○宮川委員 非常に多岐にわたって調査されるということだと思っておりますが、最近話題になっている新規事業みたいなものをどう把握するか。つまり、こういう調査をやられると話題になるような、新しい産業みたいなものについての興味が出てくるのではないかなと思います。具体的には、例えば民泊とか、You Tuberとか、そういうネットを利用した業種は一体どれくらい事業所が増えてくるのか。それは外観では分からなくて、むしろネットで見えていくということになるかと思うのです。これ自体そもそも、むしろYou Tuberとかは広告収入で稼いでいたりするわけですから、国税庁も関心があることになるかと思うわけです。そうすると、そういう外観調査では分からない新しい産業に対しての把握はどう考えておられるのかなと思っております。

○西郷部会長 多分、外観調査がそもそもどういうことを目的にして、どういう方法で行われるのか。私の理解では今回の外観調査は事業所の把握というので使われるのではないと理解しておりますけれども、従前から事業所・企業統計調査のときには、外観調査で本当に事業所が捕まるのかということは疑問視されておりましたので、そういうところまで併せて御回答いただけますか。外観調査が何を目的にして行われて、どういう方法で行われるのか。もし、今回の名簿の整備で捕まらないような事業所があったときに、それが外観調査以外、あるいは外観調査で把握できるようなものなのかということについて、御回答を頂ければと思います。

○岩佐総務省統計局統計作成支援課長 そうですね。これまでお話に出ておりましたように、母集団整備、行政記録情報でやっている中ではどうしても廃業が捕まえづらいということで、廃業を主に確認していくこととか、今回、160万の新たな事業所が入っていますので、その中身を確認していくということで、大きな目的としてはそういう形でやっております。もちろんこの形で何もかも捕まえられるかということ、多分、それは外観からも分からない、単独でやっているようなものがあれば、難しいところもあるのかもしれないけれども、リソースの中で可能な限り把握していく、確認していくことの中で、今回、こういう形でやらせていただくということで、調査手法としては整理させていただいているところです。

○西郷部会長 宮川委員、いかがですか。

○宮川委員 でも、今後は個人でやられているケースが増えていく。実際にマンションの一室でYou Tubeとか何かで稼いでいるというケースは、外観で活動しているかどうかといっても、ほとんど個人でやっていて、ネットを見て広告収入を得ているかどうかという方がむしろ分かりやすいわけですね。そういうケースは外観からどうやって把握するのか。つまり、そういう新しい業態が増えてきているわけですから、マンションの一室で例えば縫製をやっているとか、生地を作っている、服を作っているとかいうようなことと違ってきているような気がするのです。

○西郷部会長 多分、今、実施者からも御説明がありましたとおり、外観で全部が解決できるかということとそういうものではなくて、むしろ名簿の整備の仕方と言うのですか、特に個人事業所をどうやって捉えるのかというのは、依然として今回でも問題として残ってい

ると思われます。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 よろしいですか。

○西郷部会長 どうぞ。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 宮川委員がおっしゃる論点は重要だと思って、とはいってもなかなか捕捉する方法もないと思うのです。そうしたら、行政記録情報の利用範囲を広げて、手を広げるという方法が多分あると思うのです。今、宮川委員がおっしゃった民泊は今、正に住宅宿泊法が施行されて、国土交通省に事業者の届出が行われるわけですから、その届出情報を活用するというのが1つの方法だと思うのです。民泊事業の場合、多分、人も雇わないから労働保険情報では捕捉できません。それが個人事業者であれば、法人番号もないので、法人番号情報でも捕捉することができません。このように、事業所母集団データベースでは、労働保険と商業・法人登記、それから法人番号を活用してきているわけですが、既存の行政記録情報の活用を限定することなく、住宅宿泊の届出情報など、新たに使えるようになったものはどんどん使っていくことが大切です。結局、どこまで行っても完全には捕捉できないけれども、使える行政記録情報は統計局にいろいろ御検討いただいて、今後も国土交通省の御協力を頂きつつ、可能な限り、どんどん手を広げていくことで対応していくというのが現実的ではないかなと思います。

○岩佐総務省統計局統計作成支援課長 新しい事業を行っているものが事業所なのか、事業として何か全体で取れるものなのかといったこともあるかと思っておりますので、いろいろな研究の中で整理していけないかなと。

○宮川委員 私が国民経済計算をやっている中では、それほど大きくはないだろうとは思うのですけれども、こういう場合の新しい業態というのは、別に金額の規模だけとは言わないまでも、一体どれぐらいの事業所数があって、どういうものだと聞かれるのではないかな。これだけ全体として網をかけるわけですから、聞かれてくるというか、いろいろ質問されるわけですよ。取りこぼしがあるのではないかということがずっと言われていくわけですから、こういう産業構造が変わっていくときに、できる限り対応していますという網のかけ方をしていただいた方がありがたいなとは思っているわけです。

○西郷部会長 どうぞ。

○川崎部会長 私も宮川委員の御意見、その懸念も全くよく分かります。それから、先ほどの肥後次長の御説明も大変もつとも思いながら聞きましたけれども、結局、どの統計調査にも得意・不得意があるわけで、今回の経済センサス - 基礎調査では、御説明のところまでアプローチしています。一方で、例えば世帯調査でないと、今の、You Tubeのような場合だと分からないかもしれません。それから更に言えば、税務でないと分からないものがあるかもしれない。結局、全体像を知るためにはいろいろなアプローチでやったものを総合化して、最後どうやら真実はここにあるらしいとやるしかないのではないかな。多分、家庭内での収入源はどうしても把握しきれないところが出てくるので、これは必ずしもYou Tuberだけではなくて、昔からあるような内職なんかでもそういうところがあるので、この調査だけに頼るというのではなくて、複合的に、正に統計委員会が目指すべき統計の体系的整備とか、整合性をどう考えるかという問題の中で解決していく必要があるのではない

かなというのが私の感想です。

その上でもう一つ、私の意見、注文を言えば、したがって、経済センサス - 基礎調査ではどこまでが把握できているのかです。ここから先はひょっとしたら、この調査では苦手な分野ですというのをある程度明らかにしていくべきかと思います。要は「全体を把握しています」と言ったら、ぼんやり聞いていると全部把握できていると思ってしまうのですが、ある程度定性的でいいですから、その限界を説明していけるようにしておいた方が、私はいいのではないかなと思います。それは今後のこの調査の説明ということになりますが、そういう説明をやっていただいたらいいかと思います。

○西郷部会長 ありがとうございます。かなり長期的な課題も今の御意見の交換の中には含まれていたと思うので、この調査に限らず、この調査でできることが何かということと、できないことはどうするかということまで含めて、今後の課題の中などで整理させていただければと思います。

はい。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 1点。今の宮川委員の御質問に関連して、念のための確認ですが、今回、法人番号の対象事業所で新たに調査票を配る際に、事業所概念に該当しない、つまり専従の者がいない、ペーパーカンパニーと呼ばれているような法人も中にはあろうかと思うのですが、そこにも調査票は配るという理解でよろしいでしょうか。

○岩佐総務省統計局統計作成支援課長 我々が今、名簿をもらった段階では、外形的に判断がつかみませんので、一応、調査票はお送りさせていただいて、返ってきた結果によって判断していきたいと思います。

○西郷部会長 ありがとうございます。あと、調査方法が大分、大幅に変わるということから、その調査を担っていただく地方公共団体からも御意見を頂きたいと思いますけれども、大阪府、東京都から何かありますか。

○三島大阪府総務部統計課参事 まだ、細かい点について把握ができていないので、今、即答はできません。

○西郷部会長 分かりました。東京都はいかがでしょうか。

○園田東京都統計部産業統計課長代理（経済構造統計担当） 東京都です。試験調査の結果を踏まえまして、その際には東京都でも試験調査をやらせていただいたのですけれども、特に致命的な問題はなかったと認識しております。その結果、より現実的な調査方法ということで、今回、御計画いただいていたと受けとめております。ただ、いずれにしましても、新しい調査方法ということがありますので、区市町村で十分な人的体制とか、システムの習熟に十分な期間がとれるようお願いできればと思っています。

○西郷部会長 ありがとうございます。ほかに何か御意見等ありますか。

野呂委員、どうぞ。

○野呂委員 まず目視の実地調査につきましては、確かに限界はありますし、宮川委員が言われたようにいろいろなケースがあると思うのですけれども、私の民間企業の経験からしても、一度やってみるべきかと思いますし、そのことでいろいろなことが分かるのでは

ないかなと思います。それに際して、何万人という調査員を使われると思うのですが、よほどきちんとしたマニュアルを作成して、何を見てきて、これ以上やったらいけないということについて、きちんとした教育をされないと、良い情報が取れないし、またリスクも高いかなと思いますので、それがまず意見です。

質問としまして、このやり方について、問題ではないかと思っている訳ではありませんが、もう少し効率的なやり方もあるような気がいたします。例えば全件目視でやった後、新しく把握した事業所についてのみ、調査票を送り込んで、このような項目を聞いてくるというのですけれども、新しく発見したものだけ、例えば販売額を聞いてきても、既存のものとは当然、時点も違う。既存のものは、二、三年前の数字で足しても意味がないわけです。なぜ、この新しく把握した事業所だけに数字を聞く必要があるのか、さらには聞いている内容が当該事業所の話なのか、もしそれが支店だった場合は、本社の数字を教えてくださいと言うのか、その辺りも記載していないのですが、結局、新しく把握された事業所に対して、調査票を持って行って、どこまでの情報を得ないと、この調査が成り立たないかという質問が1点です。

2点目は時期ですけれども、中間年というのは分かりやすいことは分かりやすいのですが、もし5年に一度の経済センサス - 活動調査ベースでの事業所母集団データベースの整備であるのであれば、もっと直前にやって、例えば平成33年（2021年）が、経済センサス - 活動調査でしたら、ローリング調査は平成32年（2020年）ぐらいにやって、調査票を持っていくのは、そのローリング調査の結果を受けて、経済センサス - 活動調査と一緒にやればいいのではないかと思うのです。資料を見た限りでは二度手間、三度手間をやっているような感じがいたしまして、まとめてやれば、あるいはほかの調査で行く事業所については、省略をすとか、工夫があるような気もするのですけれども、いかがでしょうか。

○岩佐総務省統計局統計作成支援課長 調査期間の話で言いますと、従来から経済センサス - 活動調査の2年前にしています。それを実施して、集計をするまで大体1年ぐらいかかりまして、活動調査も実施までに、その名簿をまた自分の調査に格納して、調査ができる体制にするのに半年とか1年かかりますので、そういう意味では、活動調査票の準備期間も含めると、基本的にはどうしても平成31年度中（2019年度中）に終わらせる必要があると。それで、経済センサス - 活動調査に送ることによって、経済センサス - 基礎調査の情報を全て経済センサス - 活動調査に使うことができるというようなスケジュール感になっているという状況です。

○最上総務省統計局統計作成支援課長補佐 1点だけ補足させていただきます。先ほど野呂委員から、経済センサス - 活動調査で結果を聞くのだから、経済センサス - 基礎調査ではある種、フレームだけと言うのでしょうか、あるかないかだけを確認すればいいのではないかといったような御意見があったと思いますが、経済センサス - 活動調査では、多種にわたる調査票を配り分けした上で、調査を実施しております。当該事業所が製造業をやっているのか、小売業をやっているのかによって調査票を変えなくてははいけないわけです。そのためにも、経済センサス - 基礎調査で中身の情報を取らなくては、その後の経済センサス - 活動調査自体の実施に支障が出てしまうということがありまして、経済センサス -

基礎調査におきましても簡易の基礎的な情報のみを整備させていただく。そこに更に深掘りするようなところは、正に経済センサス - 活動調査で中身を取っていくといった流れになっているというような整理で、調査実施者は考えているところです。

なお、本社事業所と支社事業所で、支社事業所が何を書くのかといったような御指摘もありましたけれども、調査票案の裏面の10欄を御覧ください。(1)で単独事業所、本所・本社・本店、支所・支社・支店という形で記載がありまして、このタイミングで支所・支社・支店の場合には、組織全体の金額といったようなものは記載いただかなくて結構ですといった調査票の記入の流れになっております。すなわち、基本的には支所・支社・支店は当該事業所の売上高等について記載いただく。本所・本社・本店に関しては、当該事業所プラス、企業全体の金額等を記載していただく。そういった流れを想定しているところです。

○西郷部会長 以上の御説明でよろしいですか。

○野呂委員 もう少しよろしいですか。

○西郷部会長 どうぞ。

○野呂委員 例えば、今申し上げた売上高ですけれども、これは新規に把握された事業所ですから、どちらかといえば小さな事業所が多いのですが、そこだけ新しい数字が入って、既存のものはかつての数字が入っている。当然、合計しても意味がない数字になると思うのです。あえて、売上高をフレームワーク整備のときに聞かなくてはいけない理由というのは何かあるのですか。

○西郷部会長 どうぞ。

○最上総務省統計局統計作成支援課長補佐 経済センサス - 基礎調査という概念だけではなくて、中間年の経済構造統計全体の話といたしまして、今回、別途諮問させていただいております経済構造実態調査は逆に、既存の企業のデータを更新していくものとなっております。経済構造実態調査は名簿を基にした調査になりますので、名簿外の新設のデータは全く取ることができない調査の仕組みになっておりますので、このような、経済構造実態調査で捉えられないようなところを経済センサス - 基礎調査で整備すると。正に、役割分担を明確に整理しておりまして、そういった関係で中間年の経済構造統計を整備していきたいというのが、調査実施者、統計局、経済産業省全体としての考え方です。

○西郷部会長 よろしいでしょうか。

○野呂委員 切りがありませんので。

○西郷部会長 分かりました。

菅審議協力者、どうぞ。

○菅審議協力者 野呂委員のお話に関連しての質問になります。調査票を配布するのは新設事業所なので、多分前年の売上高はほとんどゼロの数字が調査票には入るわけですね。もともと目的は名簿整備なので、抽出のときの規模を決めるときに欲しいわけですが、そうすると、例えば今年の見込みでも本当はいいのかと思うのです。要するにサンプリングをするときにゼロだとさすがに困るので、大体これくらいというのを、もちろん目標1億円と書かれると困るのだけれども、1つの考え方としては見込みというものもあると思いま

す。つまり、昨年の数字を書かれても、その事業所が昨年12月に開業していたら半年分ぐらいしかまだ売上げが分からないので、もしかしたら抽出を目的とするのだったらこの辺りを見込みの数字にしておいて、集計から外すという手はあるのかなと、今思いました。

○西郷部会長 どうでしょうか。どうぞ。

○最上総務省統計局統計作成支援課長補佐 御指摘の見込みという形で把握の上、集計からは外すということは、1つの整理としてはあるかもしれませんが。一方で、国民経済計算等の活用を考えましても、集計段階でかなり苦慮してしまうところもあります。ですので、今回の調査、平成31年（2019年）の経済センサス - 基礎調査に限らせていただきますけれども、別途検討させていただいております経済構造実態調査も併せて、平成30年暦年のデータを整備しているという形になりますので、恐らく平成32年（2020年）の公表が想定されますが、平成32年（2020年）のタイミングで、平成30年暦年のデータを全て一体的に整理していくということが、中間年経済構造統計という全体像としての整備方針として、よいのではないかと理解しているところです。

○西郷部会長 川崎部会長。

○川崎部会長 今の質問に関連して短い感想、質問ですが、調査票の裏側面11のところ、組織全体の主な事業の内容と記載してありますが、これは「組織」という言葉だけで本当に通じるでしょうか。会社全体、企業グループだったりするようなケースもあるでしょうから、私はこれだけで本当に通じるかなというのが心配なところもあります。この辺の表現は、これでいいのかもしれませんが、確認していただけたらというのを今のやりとりを伺いながら感じたことです。

これは今の続きの話で、ここから先は私から確認やお尋ねしたいことを申し上げます。まず、この調査方法を私がきちんと正しく理解しているかどうかを確認した上で、3つばかりお尋ねしたいと思うのですが、最初にデータベースを、先ほどからお話があったように、いろいろな行政記録情報も含めてアップデートしたものを作って、それを調査員が担当する調査区域の住所に落として、まずそのリストを作ると。それを調査員に渡して、この事業所があったかなかったか、情報が変わっているかを確認してくださいという指示が恐らく行くわけですね。その上で、変わっていたら調査票を配る、なかったら変更なしという情報を返す。それから、このリストにないけれども、新しい事業所があったら、新しいものがあつたよということで調査票を配って、それを回収する手立てを確立する、そのような流れだろうと思うのですが、もしその理解で間違っていれば後で教えてください。

そういう前提でお話ししますと、1点目は行政記録情報の中でそんな誤ったものはないと思うのですが、例えばどのように確認しても住所が不明である、どこの調査区に該当するか分からないような商業・法人登記情報もひょっとしたらあるかもしれないと思うのですが、そういう事業所はどういう扱いになるのだろうかというのが1点目。そんなことはあり得ないと言うなら、それはそれでも結構ですが、そういう質問が1点目です。

それから、2点目にお尋ねしたいのは、プロファイリング活動が別途、並行して行われるだろうと思うのですが、そうすると実際の調査との関係はどうなるのだろうか。つまり大きな会社だと本社に聞いて、その支所、支社などをリストアップしていくという作業が

あると思うのですが、それと実地で調べたものに不一致が起こったりするかもしれないですが、そういう場合はどう扱うのだろうかというのが2点目です。

3点目は、実はもう一個、ここの論点設定あるいは御説明の中では十分説明がなかったポイントではないかと私は思うのですが、休業や廃業の把握をどうするかです。この議論の中では、どちらかという存在するものを確認するのですというところに目が行っているところがあるかと思うのです。しかし、もう一個大事なのは、サンプリングをやるときに、廃業しているところを見つけるというのが実は結構大事で、母集団推計でも大事だし、調査の効率性から、廃業しているところに、その後の調査を当てないということも大事なわけです。そういう意味では、ここの部分は大事だと思うのですが、休業・廃業は何を基準に確認するのだろうか。例えば、よく見たらお隣に移ったとか、あるいは先ほどの菅審議協力者のお話のように、花屋だと思ったら建設会社だったとかいうのは、これは休業・廃業なのかとか、いろいろなことがあったりします。そうしたことを考えますと、休業・廃業をどのように把握する方針で行くのかという概念整理を結構しっかりしておかないと、現場でも混乱してしまうし、データを利用する側も把握しているものは何なのかというのがよく分からないことになるので、もし今の段階でその辺りを整理したものがあれば、教えていただけたらと思います。

以上です。

○西郷部会長 今、お答えいただけるようなものはありますか。

○岩佐総務省統計局統計作成支援課長 商業・法人登記情報については、それがその調査区にどうはまるかというような話ですけども、一応、今、調査区への割り付けを行っておりまして、ほぼ調査区全ての住所との対応表なども作っております。基本的にはどこかにあてはまるということで、あてはまらない場合は、市町村に現地でどの調査区ですかというような確認業務を行ってまいります。どうしてもあてはまらなければ、我々で、郵送により調査を実施することになるのかなと思います。

それから、プロフィール活動との関係ですが、プロフィール活動については、次回以降、経済構造実態調査の3階建ての部分を実施するという形になりますので、その説明でもまた御説明させていただきたいと思っておりますけれども、そちらと中身が不一致だった場合については、正に最後、結果の審査の段階で、どういった形で確認していくかということを考えていかなければいけないのかと思っております。

それから、休業につきましては、これまでの経済センサス - 基礎調査でも休業等は把握しておりますので、そういう場合はもちろん周りに確認するとか、そういった形で休業の確認をすることになっておりますので、今回についても同様な形で、休業は確認していくことになるだろうと思っておりますが、先ほどの話におきまして、マニュアルなどで分かりやすく調査員に伝えられるようにしていきたいと考えております。

○川崎部会長 そうすると、プロフィール活動はこの経済センサス - 基礎調査では特に反映されない、プロフィールのところはここには使わないということでもいいのですか。

○岩佐総務省統計局総務課長併任統計作成支援課長 そうですね。経済センサス - 基礎調査については、基本的にプロフィールは関係ありませんので。

○川崎部会長 そうですか、分かりました。そこは私が誤解していました。

○岩佐総務省統計局統計作成支援課長 経済構造実態調査の3階部分にまず対応していくという形になります。

○川崎部会長 分かりました。

○西郷部会長 中村委員、お願いします。

○中村委員 2点ほど確認したいのですが、資料3の6ページの一番下のところで、「6～7月に配布対象となる新設の工業事業所については」と記載してありますが、これは新設の工業事業所が工業統計調査の対象になるのであれば、後日この調査をもう一度する必要があるのかどうか。工業統計調査の対象にならないのであれば、調査が重なる心配はないのでしょうかと思えるのですが、その点いかがでしょうか。

2点目は、8ページの一番下ですが、「法人番号が統計局において付与可能である、付与できなかった場合は法人番号を照会予定」とあります。これは法人番号が既に与えられているところについても、統計局が二重に違う番号を与えるということの意味しているのでしょうか。

○西郷部会長 御説明いただけますか。

○岩佐総務省統計局統計作成支援課長 工業統計調査との関係は、工業統計調査というのは基本的には工業の事業をやっているならば、その事業所が当たる形になりますので、ほかの事業をやっているかどうかというようなことは調べませんので、そういう意味で言うと、産業分類などがどうなるかということについては、別途確認する必要があるということです。あと経営組織などについても、中身が違っている部分が少しありまして、そういう意味で、従来からこういう統計調査を毎年やっても、経済センサス-基礎調査も併せて実施させていただいているということになっております。

乙調査の法人番号については、もちろん法人番号というのは1つに決まっているものですので、元々付いていれば、もちろん付ける必要はないのですが、これまでの調査の中で法人番号は頂いておりませんでしたので、一旦我々で調べて付けて、調べられない場合は市町村、自治体にもう一回確認していただくというだけの話です。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 公的事業所の法人番号サイトで公表されていますので、その情報を活用するというようになります。

○中村委員 付与可能という表現になっていますので。

○岩佐総務省統計局統計作成支援課長 誤解を与える表現で失礼いたしました。

○西郷部会長 いかがでしょうか。内容が豊富なので、質問が出尽くしたという感じはまだないのですが、ただ、頂いた御質問に関してはその都度、その都度お答えいただいているので、次に何かというのが私の頭の中で思いつかないのです。ですので、あと10分ぐらいしか残ってなくて、恐らく15分ぐらい延長せざるを得ないような状況になっているのですが、この調査事項・調査方法に関しましては、今回の部会が終わった後、もしどうしてもお答えいただきたいことがあったら、メール等で事務局に御意見なり、御質問なりをお寄せいただいて、それについて次回お答えいただき、今回頂いた御質問に関しては実施者から御回答を頂いたという形にさせていただきたいと思っております。ただ、これ

で全部決着したというのではなく、もし可能性があれば、次回の部会で引き続き（３）の部分について審議するという形でこの場は縮めたいと思うのですけれども、それでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

今言いましたように、多分15分ぐらい延長せざるを得ないと思います。次の（４）の調査期間について、御審議を頂きたいと思います。審査メモは7ページになります。

それでは、まず事務局から、審査状況の御説明をお願いいたします。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、7ページを御覧いただければと思います。調査期間につきましては、先ほど御説明がありましたが、民間事業所については、平成31年（2019年）6月1日から32年（2020年）3月31日までの10か月間で、全国の事業所を順次調査するという計画です。国・地方公共団体につきましては、毎年6月1日現在で全国一斉に調査するというところです。

当室の審査状況ですけれども、イにありますとおり、第Ⅲ期基本計画におきまして、平成31年度（2019年度）からのプロファイリング活動及びローリング調査への移行や、公営事業所の把握の充実を進めるということが記載されておりまして、今回の調査計画はその方針を踏まえたものと考えているところです。

ウですけれども、しかしながら、先ほどもありましたとおり、事業所母集団データベースの経常的な更新・最新化が必須と思われるところ、現在、甲調査については一回限りとなっており、国・地方公共団体対象の乙調査についても、今のところ経済センサス - 活動調査実施年は除くとされているところです。

したがって、将来的な本調査の実施について、母集団整備の在り方の中で確認する必要がある。また、ローリング調査の具体的手法についても併せて確認する必要があるということで、論点を3点付けさせていただいております。

aは、10か月としている理由、8ページに移っていただきまして、bが本調査実施以降の母集団情報の整備についての検討の状況、甲調査を継続的に実施する必要性ということです。あと、cについては、乙調査につきまして、現行経済センサス - 活動調査では、国・地方公共団体の事業所については調査対象ではないことから、平成28年の調査については対象に含まれておりませんので、経済センサス - 活動調査の実施と関係なく、毎年実施すべきではないかという論点を掲げております。

事務局からは以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、実施者から御説明をよろしくをお願いいたします。

○岩佐総務省統計局統計作成支援課長 それでは、「総務省統計局説明資料」、今度は9ページです。

まず調査期間の関係で、調査方法です。本調査は基本計画を踏まえまして、31年（2019年）6月から32年（2020年）3月までの10か月間に、全国全ての民営事業所を順次調査することにしています。これによりまして、例えば豪雪地帯などでは積雪時期を避けて調査を実施するなど、各自治体の実情を踏まえた市町村別の調査実施スケジュールを作成する

ことが可能となっております。この作成スケジュールにつきまして、各自治体と相談しつつ、平成30年度中に作成していきたいと思っております。この計画に沿いまして、調査を実施することにしていきます。調査に当たりましては、2か月を基本単位とし、それを5期ということですが、この5期の間でどういう形で各調査区を回るかといったような計画を立てていくということです。1期、大体500事業所の活動状態を把握する、それから必要などころには調査票を配布するという形で調査を実施することにしていきます。

また、調査票の回収、督促業務につきましては、全て統計局が行うということとして、地方事務、調査員の負担軽減、効率化を図るということです。また、各期の調査漏れ等を防止するために、各調査員が端末を持っており、その端末がどう動いているかということについて、調査の進捗管理システムを構築することにより、国、都道府県、市町村の3者で常に調査の確実な実施、進捗を管理する体制を整備していきたいと考えています。

続きまして、調査を10か月とした理由です。第Ⅲ期基本計画におきまして、本調査を一時点で把握する統計調査から、中間年の経常的なローリング調査に移行することが求められております。そのため、平成33年（2021年）の経済センサス - 活動調査以降、平成34年（2022年）以降の中間年の本格的な経常的調査の実施を見据えまして、今回、平成31年（2019年）における本調査の経常的な実施方法につきまして、都道府県、市町村とも連携して、具体化を進めた結果、今回の調査については、平成31年（2019年）6月から平成32年（2020年）3月までの10か月間で経常的調査として実施することといたしました。

これは下の※印のところにも記載しておりますけれども、都道府県、政令市との会議、それから地方公共団体からのヒアリングを踏まえますと、平成31年4月、平成32年（2020年）10月の国勢調査といったようなところと事務の輻輳があるということで、このようなところも踏まえた、年度をまたぐ経常的な調査実施には今回の調査を実施した上で、あらかじめ十分な組織体制の構築、委託費の手当てなども含めて、十分な準備・検討期間が必要というような意見が多数を占めたということです。そのため、今回は経常的調査でありますけれども、年度内に完結させるというような調査期間にしたわけです。また、この年度内での調査期間の設定ということで、本調査の全ての結果を経済センサス - 活動調査の名簿に反映させることができるということです。

それから、今後の母集団情報の整備です。これもこれまで御議論も出ているところですが、繰り返しになりますが、現状では経済センサス - 活動調査以降の経済構造統計の体系について検討中の内容が多いということとして、今回、本調査について一回限りの承認申請を行っております。前述のとおり、本調査は中間年における経常的な実施が求められておりますので、引き続き報告者、地方公共団体の実情も踏まえて、平成34年度（2022年度）以降の本格的な経常的調査の実施に向けて検討を進めていきたいと考えております。

最後に、乙調査の毎年の実施です。乙調査の毎年実施につきましては、平成28年度の統計委員会における審議、毎月勤労統計調査の変更に係る審議と関連いたしまして、官公営の事業所につきましては、5年に一度から毎年更新することについて検討を求められたことに対応するものであります。なお、経済センサス - 活動調査年における官公営の事業所の調査につきましては、統計局としては実施すること自体は必要と考えております。今後、

平成33年（2021年）に実施する経済センサス - 活動調査の検討と併せまして、どのような枠組みで実施するかについて検討を進めていきたいと考えております。

実施者からは以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。今ちょうど12時1分ということで、御案内していた12時を1分回っているのですけれども、進めさせていただきますが、どんなに長引いても12時15分で今日の部会は終了とさせていただきます、もしそれまでに経済センサス - 基礎調査の審議が終わらないようでしたら、次回の部会でまた引き続き検討するという形にさせていただきたいと思っております。

それでは、今の御説明に関しまして、質問等ありましたらお願いいたします。

菅審議協力者、お願いします。

○菅審議協力者 質問というよりコメントですけれども、もともと海外では産業統計で調査期日を決めている例は余りなくて、それはなぜかという、去年の売上げを聞くわけで、労働者数はある時点を決めて答えればいいわけで、そうすると調査期日を決めるケースというのは実は余りありません。もともと経済センサス - 基礎調査の前身の事業所・企業統計調査が調査期日を決めて調査していたのは、最初の調査は国勢調査と同時実施だったこともあって、その名残が今日まで続いているわけです。しかもその当時の国勢調査は、現在人口を計っていたので、そうでなければいけなかったというのものもあるわけです。

そういうことを考えると、むしろ時間を長くにとって、順番に聞いていく方が負担も軽いというのがありますし、もう一つは一斉にぱっと調べると、当然のことながらそのときにたまたま把握できないというケースがたくさん出てきてしまうと思うのです。ある程度余裕を見て、時間を10か月ぐらいかけて調べる方が実態はよく分かるのではないかとも思います。その意味で言うと、このローリングの考え方で良いのではないかと思います。

1つだけ質問があるのですが、ローリングするというのは、同じ方が何箇所も、つまり最初の2か月はここ、同じ方が次のところも回るのですか。それとも人は、10か月間に5回変わるのですけれども、延べは5人だけれども、実は1人なのか、あるいはそうではなくて変わるのか、その辺りを教えていただけたらと思います。

○西郷部会長 よろしいでしょうか。

○岩佐総務省統計局統計作成支援課長 もちろん市町村の実態に応じて変えることは可能ですが、今、市町村などと相談している限り、端末の習熟などもありますので、5期連続してやらせたいということが比較的多いということです。何か事情があれば交代していくといったこともありますが、今回は調査員数もかなり減らすことができているかと思っております。

○西郷部会長 よろしいですか。ほかにありますか。

どうぞ。

○川崎部会長 今のローリングの方法が画期的だという御指摘、全く私もそうだなと思っております。それで、実はそういう中で細かなところですが、ローリングの順番、1か月目と最後のところで若干タイムラグがあるわけです。そうすると、今の時点で、どういう地域特性のところを調べていくのを先にやって、どこを後にしようかなんていうお考えはあるで

しょうか。何となく私だと、大企業をしっかりと最新の情報で押さえておいた方が、多分、経済センサス - 活動調査のときに有利だろうから、一番大きな中央のビジネス・ディストリクトみたいなところは最後に回して、どちらかというところを先にやるとか、何かそういう作戦を立てた方がいいかなと思ったりしているのですが、何かお考えがあればお聞かせください。

○西郷部会長 いかがでしょうか。

○岩佐総務省統計局統計作成支援課長 今、お話しいただいたようなことを考えておられる地方もあります。ただ、地方の事情も、そういう意味ではいろいろな地域がありますので、それぞれの実情に応じてやっていきたいというのと、行政記録情報で出てきているものは、最後にまた全照合して、取れていないものは、また照会事業に回していきますので、商業・法人登記とか労働保険に上がってきているものは全て、年度内のものはそういう形になると考えております。

○西郷部会長 ほかにありますか。

私から1つ質問させていただきたいのですが、今回の経済センサス - 基礎調査がローリング調査に変わるということとは直接的には関係ないかもしれませんが、それに関する直接的な質問ではないのですが、川崎部会長がわりあいよく統計委員会等で御発言なされたことで、今までは経済センサス - 基礎調査でも、あるいは事業所・企業統計調査でも、期日が決まっていて、そのときの母集団が何月何日の母集団の格好がこうですという形で、それに基づいてサンプリングや何かも設計されて、母集団の推計や何かも行われるような格好になっていました。

ところが、今回から事業所母集団データベースが導入されて、それに基づいて各府省のサンプリングの設計なり、集計が行われるという格好になるのですけれども、それがローリング調査と事業所母集団データベースとが組み合わさることによって、母集団の姿そのものが刻一刻と変わっていくという格好になるわけです。あるいは、母集団名簿が刻一刻と変わっていくと言った方がより正確かもしれません。そうすると、標本を設計する段階の母集団の情報と、集計する段階の母集団の情報がずれているのが常態だという形になるわけですね。そうすると、集計の在り方をどうすべきか。これはセオリーがない世界なので、何か標準というか、例えば標本の設計はもちろん標本の設計の段階で手に入れられる情報でやるしかないわけですが、集計の段階で何を母集団として拡大推計すべきなのかというガイドラインのようなものがないと、なかなか難しいのかという感じもするのです。

これは、次の集計事項で御説明があるわけですね。分かりました。

何か、次で御回答いただけるということですのでよろしいですか。私自身が審議の順番をきちんと把握してなくて申し訳ありませんでした。分かりました。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、先ほど15分と言ったのですが、委員が半分ぐらいになってしまった状況で、15分まで延ばしても余り意味がないような気がしますので、今日予定していた経済センサス - 基礎調査を全部審議し尽くすことができなかつたのですが、先ほど特に

(3)の調査項目に関しましては、審議が尽くせたという感じではなかったもので、それも含めて、次回また経済センサス - 基礎調査について審議をしていただきます。先ほども言いましたように、特に(3)に関しましては、新たに御意見、質問等がありましたら、事務局にお寄せいただければと思います。

それでは、今日の審議はこれまでといたしまして、次回の部会等では今の経済センサス - 基礎調査の残りの部分と、それから工業統計調査、新たに計画されている経済構造実態調査の計画について審議を予定しております。

最後に皆様にお願ひですけれども、本日の審議内容について、追加で御質問やお気付きの点等ありましたら、連休を挟む中で大変恐縮ですけれども、5月7日12時までに事務局へメール等で御連絡いただければと思います。

本日の審議内容につきましては、5月25日に開催予定の統計委員会において、私から報告させていただきます。

それでは、最後に事務局から御連絡をお願いいたします。

○那須総務省政策統括官(統計基準担当)付主査 次回の部会は、5月18日金曜日の午後4時から、本日と同じ、こちらの6階特別会議室において開催することを予定しております。先ほど部会長からも願ひのありました追加の御質問やお気付きの点などにつきましては、大変恐縮ですが、5月7日月曜日の12時までにメールによって事務局まで御連絡をお願いいたします。

また、本日の資料は申請書類の配布等もありまして、大変分厚くなっております。先日の統計委員会の際においてもお持ち帰りいただいていることとしますので、本日の資料につきましては、そのままお席に置いてお帰りいただけましたら、事務局において保管の上、次回部会の際にお席に準備させていただきたいと思っております。

最後に、本日の部会の議事概要につきましては、事務局で作成次第、メールにて御照会させていただきます。また、先日の第1回部会の議事録につきましても、近日中にお送りいたしますので、併せまして御多忙のところ大変恐縮ですが、御確認のほどよろしく願ひいたします。

事務局からは以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして本日の部会は終了させていただきます。次回もよろしく願ひいたします。どうもありがとうございました。